

「非常災害対策計画」の作成について

1 非常災害対策計画について

厚生労働省の省令等に基づき、地震・火災・洪水・土砂災害等の各種災害が発生した場合に円滑に対応できるように、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等の各施設や事業所の管理者に作成が義務付けられている計画です。

2 対象施設

区内にある介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等

(対象施設の確認については、区の各担当課にお問い合わせください。)

3 区への対応について

荒川区では、「風水害」と「地震(火災)」に対応した計画(風水害:避難確保計画、地震(火災):消防計画等)をそれぞれ作成している場合に「非常災害対策計画」についても作成していることとします。

原則として、以下の作成方法により、各計画の作成をお願い致します。

(1) 消防計画等がある施設・事業所

既に地震(火災)に対応した計画はありますので、「洪水・土砂災害時における避難確保計画」を作成し、区に提出してください。

(2) 消防計画等がない施設・事業所

「洪水・土砂災害時における避難確保計画」と合わせて「地震(火災)時における計画」を作成できるよう、別添「地震・火災発生時における避難計画(ひな形)」を作成いたしましたので、ご活用の上、地震(火災)時の計画を作成してください。

4 その他留意事項

- ・「地震・火災発生時における避難計画」は、各施設・事業所の状況を踏まえながら、必要に応じて項目を修正・追加し作成してください。
- ・「非常災害対策計画」について、ご質問等ございましたら、区の各担当課にお問い合わせください。